

地方公務員の職種について

※ 「地方公務員給与実態調査」における分類による

区 分	平成20年		職種区分の定義	【参考】 職務内容が類似する国 家公務員の職員の例
	職員数(人)	構成比(%)		
全 職 種	2,895,166	100.0	—	—
一般行政職	882,697	30.5	以下のいずれにも該当しない職員	一般行政職員
税務職	75,443	2.6	国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	税務署職員
海事職（一）	1,261	0.0	国の海事職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	船長、航海士
海事職（二）	1,106	0.0	国の海事職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	甲板長、機関員
研究職	14,500	0.5	国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	研究員
医師・歯科医師職	16,797	0.6	国の医療職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	医師、歯科医師
薬剤師・医療技術職	48,085	1.7	国の医療職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師としての本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員を除く。）	薬剤師、栄養士
看護・保健職	119,857	4.1	国の医療職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	保健師、助産師、看護師
福祉職	113,778	3.9	国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	生活支援員、保育士
消防職	155,621	5.4	消防吏員及び常勤の消防団員	—
企業職	178,211	6.2	地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員	—
技能労務職	162,840	5.6	国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）	守衛、用務員、自動車運転手

（次ページにつづく）

区 分	平成20年		職種区分の定義	【参考】 職務内容が類似する国家公務員の職員の例
	職員数(人)	構成比(%)		
第一号任期付研究員	13	0.0	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員	招へい型任期付研究員
第二号任期付研究員	51	0.0	任期付研究員法第6条第2項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員	若手育成型任期付研究員
特定任期付職員	80	0.0	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員	高度の専門的業務を行う任期付職員
大学（短大）教育職	3,592	0.1	国の教育職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員 したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和32年人事院指令9-56第1項第2号に規定する者に準ずる職員）が含まれるものであること。	大学に準ずる学校（国立看護大学校等）の教授、准教授
高等（特別支援・各種）学校教育職	243,544	8.4	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「旧給与法」という。）別表第6の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（人事院規則9-2-48による改正前の人事院規則9-2（以下「旧規則」という。）第9条第2号及び第3号に規定する者を除く。）に相当する職員及び特殊学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員	—
小・中学校（幼稚園）教育職	613,704	21.2	旧給与法別表第6の教育職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職員（枠外教員を含む。）（特殊学校で教育に従事する職員を除く。）	—
高等専門学校教育職	201	0.0	国の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（旧規則9-2第10条の2第1号に規定する者に限る。）に相当する職員	高等専門学校に準ずる学校（看護師養成所等）の教員
その他の教育職	10,868	0.4	教育公務員特例法第2条第5項に規定する指導主事（充て指導主事を除く。）及び社会教育主事	—
警察職	252,917	8.7	国の公安職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員	皇宮護衛官、刑務官

(注) 本表は、教育長（1,822人）、臨時職員（2,390人）、特定地方独立行政法人職員（3,465人）を含まない。